

次のとおり総合評価一般競争入札に付します。

なお、本調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の規定が適用される調達契約に該当します。

平成 17 年 5 月 17 日

愛知県公営企業管理者
企業庁長 福 間 克 彦

1 調達内容

(1) 事業名称

知多浄水場始め 4 浄水場排水処理施設整備・運営事業

(2) 事業場所

知多浄水場 : 知多市佐布里字西池の脇 8

高蔵寺浄水場 : 春日井市高森台一丁目 10

尾張東部浄水場 : 日進市米野木町南山 489 - 4

上野浄水場 : 東海市名和町蕨山 7

(3) 事業概要

ア 事業方式

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）に基づき、事業者が自らの提案をもとに脱水処理施設等の設計及び建設を行った後、愛知県企業庁に当該施設の所有権を移転し、事業期間中に事業契約書に定める内容の運営・維持管理業務を行う方式（B T O : Build Transfer Operate）により実施します。

知多浄水場については、事業者は、新たに脱水処理施設等の設計及び建設を行った後、愛知県企業庁に当該施設の所有権を移転し、当該施設の運営・維持管理業務を行うこととします。

また、それ以外の 3 浄水場については、事業者は、既設の脱水処理施設等の運営・維持管理業務を行うとともに、脱水機棟の改修及び脱水設備等の増設・更新を行うこととします。

イ 契約期間

契約締結日から平成 38 年 3 月 31 日まで

ウ 事業範囲

入札説明書で示す事業範囲とします。

2 競争参加資格

(1) 応募者等の参加要件

ア 応募企業又は応募グループの各構成員は、参加表明書及び資格審査書の提出期限において、次に掲げる要件を満たすこと。また、参加表明書に明記した協力会社についても、当該期限において、次に掲げる要件を満たすこと。

(ア) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(イ) 平成 17 年 5 月 17 日（火）から入札及び開札の日時までの間、愛知県企業庁指

名停止取扱要領に基づく指名停止を受けていないこと。

- (ウ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかった者とみなします。
- (エ) 商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条の規定による整理開始の申立てがなされていない者又は整理開始の命令を受けていない者であること。
- (オ) 愛知県企業庁が本事業についてアドバイザー業務を委託した株式会社 U F J 総合研究所又は株式会社 U F J 総合研究所が当該アドバイザー業務において提携関係にある日本上下水道設計株式会社若しくは渥美総合法律事務所・外国法共同事業と資本面又は人事面において関連がある者でないこと。
- (カ) 本事業の事業者選定委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

注（オ）及び（カ）において、「資本面において関連がある者」とは、当該企業の総株主の議決権の過半数を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 以上を出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいいます。

イ 応募企業、応募グループの各構成員又は協力会社は、他の応募企業、応募グループの構成員又は協力会社として本件入札に参加することはできません。ただし、脱水ケーキの再生利用業務に当たる者に限り、業者数が限定され、重複せざるを得ない特殊な業務であることから、応募グループの協力会社となり、同時に他の応募グループにおける当該業務の協力会社となることができます。

なお、脱水ケーキの再生利用業務のみを担当する企業は、応募グループの構成員になれないものとします。

ウ 応募者は、参加表明書に、本事業に係る業務に携わる応募企業、応募グループの各構成員又は協力会社の企業名及び携わる業務を明記すること。また、応募グループで申し込む場合には、参加表明書に代表企業名を明記し、必ず代表企業が応募手続を行うこと。

エ 代表企業は、平成 16 年度及び平成 17 年度愛知県企業庁入札参加資格者名簿に登録されている者であること。ただし、名簿に登録されていない者で本件入札に参加を希望する者は、入札参加資格審査の申請を行うこと。

(2) 応募者等の資格要件

応募企業、応募グループの構成員及び協力会社のうち、脱水処理施設等の設計、建設及び運営・維持管理の各業務に当たる者（落札者が特別目的会社を設立した場合にあっては、特別目的会社からこれらの業務を受託する者を含む。）は、各業務ごとにそれぞれ次に定める要件を満たすこと。

なお、複数の業務に係る要件を満たす者は、当該複数の業務を実施できることとします。

ア 脱水機棟の設計に当たる者は、次の要件を満たすこと。

- (ア)平成 16 年度及び平成 17 年度愛知県企業庁入札参加資格者名簿に登録されている者であること。ただし、名簿に登録されていない者で本件入札に参加を希望する者は、入札参加資格審査の申請を行うこと。
- (イ)手形交換所による取引停止処分及び主要取引先から取引停止を受けていないこと等経営状況が健全であること。
- (ウ)建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条第 1 項の規定による一級建築士事務所登録を行っていること。

イ 脱水設備等の設計に当たる者は、次の要件を満たすこと。

- (ア)ア(ア)に同じ。
- (イ)ア(イ)に同じ。
- (ウ)本事業の脱水設備等と同種かつ同程度の技術水準の設計業務の実績があること。

ウ 脱水処理施設等の建設に当たる者は、次の要件を満たすこと。

- (ア)平成 16 年度及び平成 17 年度愛知県企業庁入札参加資格者名簿のうち、「建設工事」に登録され、建築工事業、機械器具設置工事業及び電気工事業に係る競争入札に参加する資格を有する者であること。ただし、名簿に登録されていない者で本件入札に参加を希望する者は、入札参加資格審査の申請を行うこと。
- (イ)平成 16 年度及び平成 17 年度の愛知県企業庁における入札参加資格の認定において、認定された経営事項評価点数が建築工事業については 740 点以上、機械器具設置工事業については 1,000 点以上であること。

なお、複数の者が分担して業務を行う場合は、それぞれの者が、分担する業務について、当該要件を満たしていること。

- (ウ)ア(イ)に同じ。

エ 脱水処理施設等の運営・維持管理に当たる者は、次の要件を満たすこと。

- (ア)平成 16 年度及び平成 17 年度愛知県企業庁入札参加資格者名簿のうち、「工事事務の納入・土木工作物の清掃等」に登録され、登録内容が設備清掃・保守であること。
- (イ)ア(イ)に同じ。
- (ウ)本事業の脱水設備等と同種かつ同程度の技術水準の維持管理業務の実績があること。

(3) 応募者等の変更等

応募企業又は応募グループの構成員及び協力会社が、資格審査通過時点から落札者決定前までの間に(1)及び(2)の要件を欠くような事態が生じた場合は、失格とします。

参加表明書により参加の意思を表明した応募企業又は応募グループの構成員及び協力会社の変更は認めません。ただし、代表企業を除く応募グループの構成員及び協力会社については、愛知県企業庁が認めた場合に限り、変更することができるものとします。

3 入札説明書の公表方法等

(1) 入札説明書の公表方法

愛知県企業庁水道部のホームページ(<http://www.pref.aichi.jp/suido/>)において、

平成 17 年 5 月 17 日（火）から公表します。入札説明書等に関する説明会においては配布しませんので、必要な場合は、ホームページから入手して持参してください。

(2) 入札説明書等に関する説明会の場所及び日時

平成 17 年 5 月 19 日（木） 午前 10 時から（受付開始：午前 9 時 30 分）

愛知県三の丸庁舎 6 階 601 会議室

名古屋市中区三の丸二丁目 6 - 1

(3) 参加表明書及び資格審査書の提出

ア 期間

平成 17 年 7 月 8 日（金）から平成 17 年 7 月 14 日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

イ 場所

愛知県企業庁管理部総務課契約グループ

名古屋市中区三の丸三丁目 1 - 2（郵便番号 460-8501）

ウ 方法

持参又は郵送による。郵送による場合は、書留郵便とし、愛知県企業庁管理部総務課契約グループに平成 17 年 7 月 14 日（木）午後 5 時までに必着とします。

(4) 入札及び開札の日時及び場所等

ア 日時

平成 17 年 9 月 14 日（水） 午前 10 時

イ 場所

愛知県庁本庁舎地下 1 階 愛知県入札室

名古屋市中区三の丸三丁目 1 - 2（郵便番号 460-8501）

ウ 入札書等の提出方法

持参又は郵送による。郵送による場合は、書留郵便とし、愛知県企業庁管理部総務課契約グループに平成 17 年 9 月 13 日（火）午後 5 時までに必着とします。

(5) 問い合わせ先

愛知県企業庁管理部総務課契約グループ

名古屋市中区三の丸三丁目 1 - 2（郵便番号 460-8501）

電話（052）954-6671

4 落札者の決定方法

入札説明書等で示す要件をすべて満たしている提案をした入札参加者の中から、地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 第 3 項に規定する総合評価一般競争入札により落札者を決定します。

5 その他

(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 入札保証金

免除します。

(3) 入札の無効

愛知県企業庁財務規程（昭和 55 年愛知県企業庁管理規程第 14 号）第 159 条（入札の

無効)に該当する入札は、無効とします。

(4) 契約書作成の要否
要

(5) 落札者の失格

落札者が落札者決定時から事業契約締結までに、2 (1) 及び (2) の要件を欠くような事態が生じた場合は、失格とします。ただし、代表企業以外の構成員及び協力会社が当該事由に該当した場合に限り、直ちに失格とはせず、愛知県企業庁との協議の上、当該構成員及び協力会社の変更を認めることとします。

(6) その他

詳細は、入札説明書によります。

6 Summary

(1) Subject matter of the contract : design, construction, maintenance, and operation of the “The Aichi Prefectural Chita, Kozosi, Owari-tobu, and Ueno sludge treatment facility” under PFI-BTO method.

(2) Time for application : Please send application forms by 5:00p.m. July14, 2005

(3) Date of bid : 10:00a.m. September 14, 2005 (Postal bid should reach us by September 13, 2005)

(4) Contact Point for tender documentation : General Affairs Division, Aichi Public Enterprise Bureau, 3 - 1 - 2 Sannomaru, Naka-ku, Nagoya 460 - 8501 Japan.Tel.052 - 954 - 6671